

「奥会津ただみの森キャンプ場」利用規約

(適用範囲)

第1条

安心・安全なキャンプ場運営のため、奥会津ただみの森キャンプ場（以下、キャンプ場という）を利用されるお客様には、利用規約に則った利用をお願いしております。この規約に定めがない事項については、法令や一般に確立された慣習によるものとします。

2 法令、キャンプ場利用規約、キャンプ場スタッフからの注意事項、他公序良俗を必ずお守り下さいますようお願い致します。お守りいただけない方は、スタッフより改善指示を出させていただきます。指示に従っていただけない場合、昼夜を問わず退場していただく場合があります。

(利用時の基本事項)

第2条

安全で快適なキャンプ場を楽しんでいただくため、以下の基本事項をお守りください。

(1) 直火は禁止です。

- ① 土・草・木・砂利・アスファルト上などで、直接火を焚かないで下さい。火を焚く場合は、専用コンロまたは、炊事場などをご利用ください。
- ② 残り炭の管理は十分にお気を付け下さい。完全に消火を確認した上で、キャンプ場が指定した場所に捨てて下さい。

(2) ペットを同伴されるお客様は、次の項目を守り飼い主が責任をお持ちください。場内でのペットによるトラブルは、一切の責任は負いかねます。

- ① 放し飼いは厳禁です。必ず、リードを着け基本的な管理（吠えさせない、排泄物の処理等）を十分に行ってください。
- ② 他のお客様に恐怖を与えるようなペットの同伴はお断りを致します。
- ③ 「コテージ施設」、「民家施設」には、ペットの入室はできません。

(3) 宴会、カラオケ、発電機の使用は禁止です。また、ラジカセ、カーステレオなどの音楽プレーヤーに関しては、他のお客様にご迷惑になるような音量での使用は禁止です。

(4) 打ち上げ花火、音の大きく出る花火は禁止です。

(5) 車やバイクのアイドリング、空吹かしは禁止です。また、車は徐行運転して下さい。歩行者が優先です。

(6) 場内での動植物の採取はお止めください。毒性がある動植物もあるため、一切の責任は負いかねます。また、キャンプ場周辺の環境保全のため、他所からの動植物（ペット以外）の持ち込みは禁止です。

(7) 場内での事故や盗難などは一切の責任を負いません。貴重品の管理には十分にご注

意下さい。

(8) ゴミは4区分です

- ① 燃えるゴミ（生ごみ、カンごみ、ビンごみ以外）。
- ② 生ごみ（必ず、水分を切って袋に入れて下さい）。
- ③ カンごみ
- ④ ビンごみ（必ず、洗ってください）。

(9) 節水、節電にご協力ください。

- ① 食料や飲料を冷やすために、水道の出し放しはしないで下さい。見つけた場合は、注意及び止水します。

（利用受付手続きと料金の支払）

第3条

キャンプ場利用のお客様は、当日、キャンプ場管理棟受付にて施設利用申込書への記載と利用料金のお支払をお願い致します。

- (1) 利用者の代表者（責任者）氏名、住所、電話番号、利用人数、利用泊数。
- (2) 高校生または、18歳以下の方のみ（保護者不在）での宿泊利用の受入れはできません。保護者の許可がある旨の申出を受けた場合、保護者に電話等で許可の確認をさせていただきます。
- (3) その他、キャンプ場が必要と認める事項。

2 通常、キャンセル料金はいただいておりませんが、お客様からの事前のご要望により、キャンプ場が備品や食材などを準備した後に、お客様が任意により利用しなかった場合は、全額のキャンセル料を申し受けます。

（施設の利用時間）

第4条

施設利用のお客様がキャンプ場の利用できる時間は次のとおりとします。ただし、連続して利用する場合には、到着日及び出発日をのぞき、終日利用することができます。

- (1) 宿泊キャンプによる施設利用・・・13:00～翌11:00まで（コテージは15:00～）
- (2) 日帰りキャンプによる施設利用・・・9:00～17:00まで（BBQ棟は20:30まで）

（施設利用の拒否）

第5条

キャンプ場は、次に掲げる場合は施設利用（予約含む）をお断りします。

- (1) 法令、公序良俗に反する行為が認められた場合。
- (2) 利用目的が「奥会津ただみの森キャンプ場」の公の施設として設立趣旨に反する恐れがある場合。

- (3) キャンプ場が定めている利用規約に従わないとき。または、過去の利用において利用内容に不都合があった場合(スタッフの注意や利用規約等に違反した場合も含む)。
- (4) 他のお客様にご迷惑になる言動や行為、または他のお客様の不安をあおる言動や行為が認められた場合。
- (5) 利用しようとするお客様が、伝染病であると明らかに認められる場合。
- (6) 施設利用に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、悪天候などのやむを得ない事由により施設利用させることができないと判断したとき。
- (8) 利用するお客様が、以下の各号に該当するとき。
 - ① 泥酔し、または言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。
 - ② 当施設または当従業員に対して、暴力的要求を行いまは、合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (9) 利用するお客様が、以下の各号に該当するとき。
 - ① 暴力団、暴力団組織、暴力団関係企業、またはその関係者の場合。
 - ② 暴力団または暴力団が事業活動を支配する法人、その他の団体構成員である場合。
 - ③ 法人でその役員に暴力団等(暴力団等反社会勢力)に該当する者がいる場合。

2 前項に規定に基づいて利用のお断りをした場合は、その利用料等の料金は返還いたしません。

(キャンプ場の責任)

第6条

キャンプ場が提供する通常の施設利用において、利用するお客様に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、それがキャンプ場の責めに帰すべき事由によるものではないときはこの限りではありません。

2 キャンプ場の施設内での盗難、破損、自身等の事故に関しては、施設の管理不備によるほかは、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

(お客様の責任)

第7条

お客様の故意または過失により、キャンプ場が被害を被ったときは、当該お客様はキャンプ場に対し、その損害を賠償していただきます。

2 テントサイトや狭いスペースなどに車両を駐車させる場合、キャンプ場は場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。駐車中の事故(破損、盗難等)について、キャンプ場は一切その責めを負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、キャンプ場の故意または過失によって損害を与えた場合は、その賠償の責めに任じます。

(預託物等の取り扱いと手荷物携帯品の保管)

第8条

お客様の荷物・物品または現金並びに貴重品については、キャンプ場では預託できません。各自管理をお願いします。キャンプ場が了解したときに限り、管理棟受付に荷物を置くことはできますが、紛失、盗難、滅失、毀損等の損害が生じたときは、キャンプ場は一切その責めを負いません。

2 お客様がチェックアウト後、手荷物や携帯品がキャンプ場に置き忘れられた場合において、その所有者が判明したときは当該所有者に連絡し、その指示を求めます。ただしその手荷物または携帯品を発送する場合は原則着払いになります。指示がない場合や所有者が判明しない場合は、発見日を含め7日間保管し、警察に届けるかキャンプ場が適切と考える方法により処分します。

(利用料金)

第9条

別表に定めます。

設定日 令和4年6月1日

設置者 福島県南会津郡只見町大字只見字田の口24番地

株式会社会津ただみ振興公社

TEL0241-83-1733

福島県南会津郡只見町大字向山2832番地

TEL0241-82-8432